

参考資料 4

記者発表資料

ポストコロナの社会に向け自転車通行空間の整備を加速します
～ 東京23区内における自転車通行空間の整備計画を策定 ～

自転車活用推進本部(本部長:国土交通大臣)では、自転車活用推進計画に基づき、自転車通勤等の促進に取り組んできたところです。

また、ポストコロナの新しい生活様式も見据え、自転車利用者の増加への対応として、自転車通行空間の整備を推進する必要があります。

そこで、東京国道事務所では、本年7月に有識者の参画による「自転車通行空間整備計画検討会」を立ち上げ、今後概ね3年間における自転車通行空間の整備計画について検討して参りました。

この度、整備計画を取りまとめましたのでお知らせします。

＜整備計画のポイント＞

◆管理路線(延長約164km)のうち、直轄国道の放射軸路線(国道1・4・6・14・15・17・20・246・254・357号バイパス)を対象路線とする。

◆対象路線のうち、約104km※1において、交通の安全性・円滑性の向上を図るため、自転車通行空間の確保に取り組む。

【実施内容】

・現状の道路状況等を踏まえ、車道上の自転車利用者の安全性と利便性向上を考慮し、連続的な自転車通行空間の整備が早期に可能な区間について、関係機関と協議した上で、今後概ね3年間で整備する。(整備延長:約60km想定)

・連続的な自転車通行空間の整備が困難な区間については、道路空間再配分の可能性の検討及び試行的な実施等、自転車通行空間のネットワーク形成に向けた取組を関係機関と協議しながら整備推進する。(P4、5参照)

◆自転車通行空間の整備にあたっては、ICT技術(MMS測量)の活用等により、現地作業を最小限に抑え、測量データから図面等を作成し、作業の効率化を図る。

◆都や区とも連携し、自転車ネットワークの形成に向けた検討、協議、調整を進める。

※1)自転車通行空間が整備済みの区間、自転車通行規制区間、道路の拡幅事業等が進行中の区間を除く延長

○関連資料:「東京23区内における直轄国道の自転車通行空間の整備計画」

(東京国道事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00177.html>)

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

| | | | | |
|------------------------|----|------------------------|--------------------|---|
| 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 | 課長 | よしだ 吉田 幸男 さいとう としろう | ゆきお 幸男 としろう 俊郎 | TEL. 048-600-1342 (直通) FAX. 048-600-1385 |
| 東京国道事務所 副所長 交通対策課 | 課長 | かすや 粕谷 日出夫 ごみ やすまさ | ひでお 日出夫 やすまさ 康真 | TEL. 03-3512-9090 (代表) FAX. 03-3512-9889 |

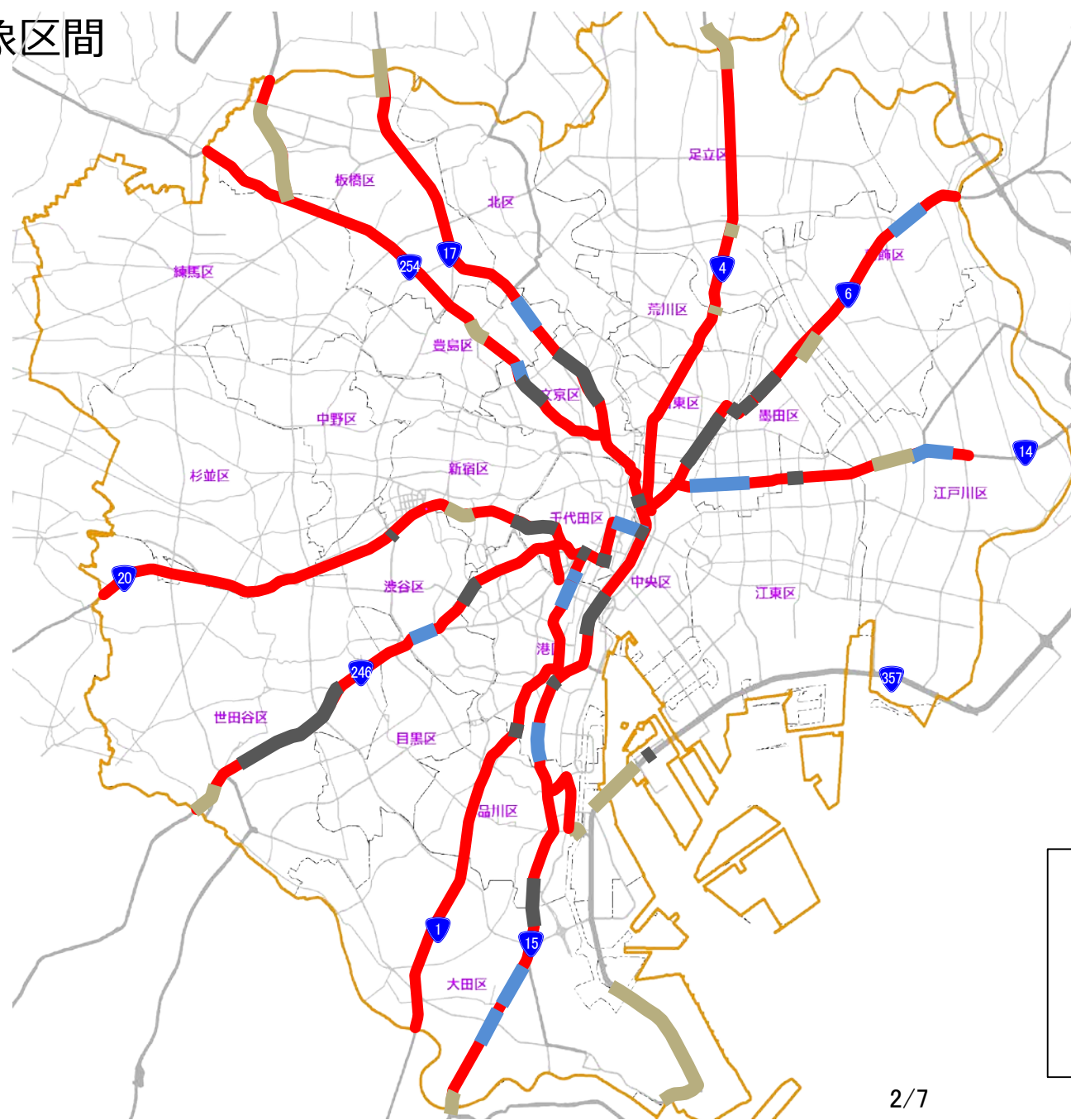
東京23区の自転車通行空間の整備検討対象区間

- 管理路線(延長約164km)のうち、直轄国道の放射軸路線（国道1・4・6・14・15・17・20・246・254・357号バイパス）を対象路線とする。
- 対象路線のうち、整備済みの区間や自転車通行規制区間、道路の拡幅事業等が進行中の区間を除いた**延長約104km**を整備検討対象区間と位置づけ、交通の安全性・円滑性の向上を図るため、**自転車通行空間の確保に取り組む**。
- 延長約104kmのうち、**現状の道路状況等**を踏まえ、車道上の自転車利用者の安全性と利便性向上を考慮し、連続的な自転車通行空間の整備が早期に可能な区間について、関係機関と協議した上で、**今後概ね3年間で整備**する。（整備延長：約60km想定）
- 連続的な自転車通行空間の整備が困難な区間については、道路空間再配分の可能性の検討及び試行的な実施等、自転車通行空間のネットワーク形成に向けた取組を関係機関と協議しながら整備推進する。

■ 自転車通行空間 整備検討対象区間

単位：km

| 路線名 | 合計 |
|----------|-------|
| 国道1号 | 15.6 |
| 国道4号 | 12.6 |
| 国道6号 | 8.9 |
| 国道14号 | 4.6 |
| 国道15号 | 11.7 |
| 国道17号 | 12.5 |
| 国道20号 | 13.5 |
| 国道246号 | 8.6 |
| 国道254号 | 13.4 |
| 国道357号BP | 2.5 |
| 合計 | 103.9 |

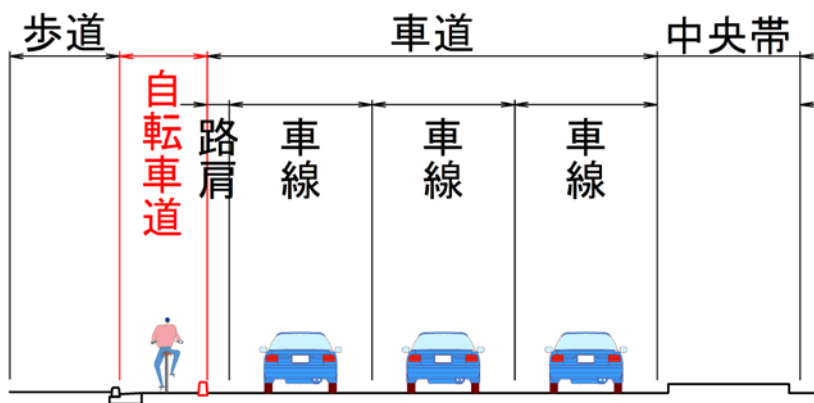


| 凡例 | |
|--------------------------------------|-----------------|
| ■ | 整備検討対象区間 |
| ■ | 整備済み区間 |
| ■ | 自転車の通行規制区間 |
| ■ | 道路の拡幅事業等が進行中の区間 |

整備形態

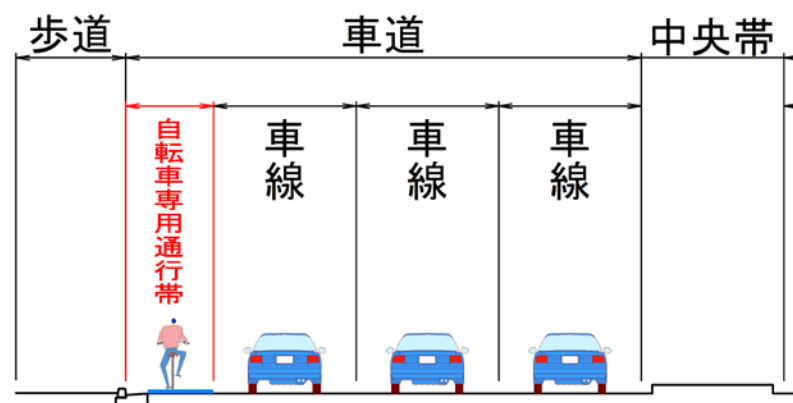
- 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に規定されている以下の3形態にて整備する。
- 現地の道路状況等を踏まえ、まずは早期に自転車通行空間を確保するため、今後概ね3年間では、安全性の確保を前提とした上で、下記②、③の整備形態を基本として、自転車通行空間の連続性にも配慮しつつ整備を進める。
- なお、暫定形態による整備となる区間については、将来的には地元・関係機関との合意形成を得て、完成形態の整備を目指す。

① 自転車道

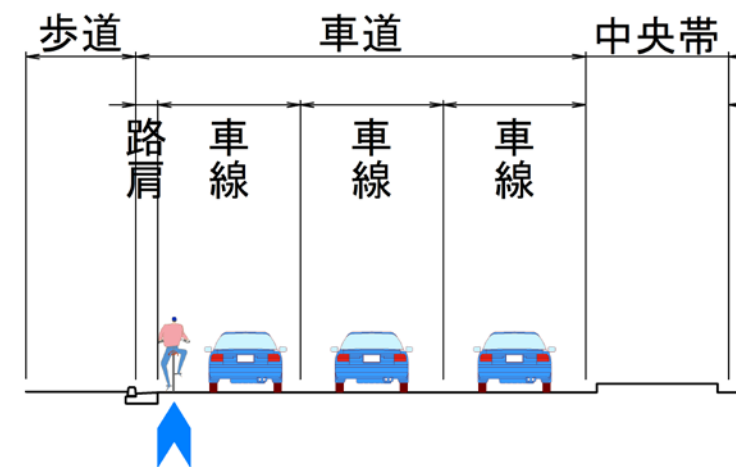


※自転車道は、構造物等で車道および歩道を物理的に分離された整備形態である。

② 自転車専用通行帯



③ 車道混在(矢羽根)

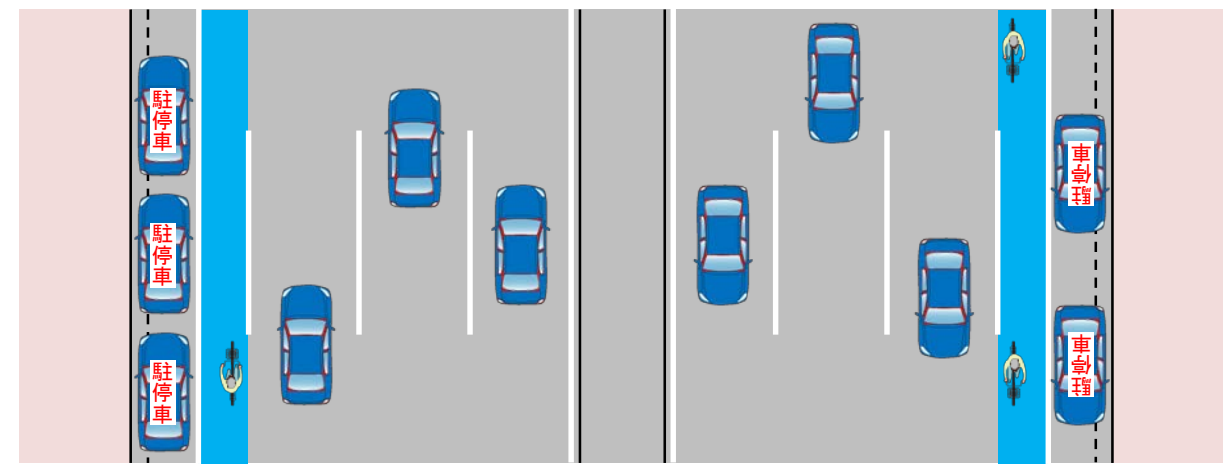
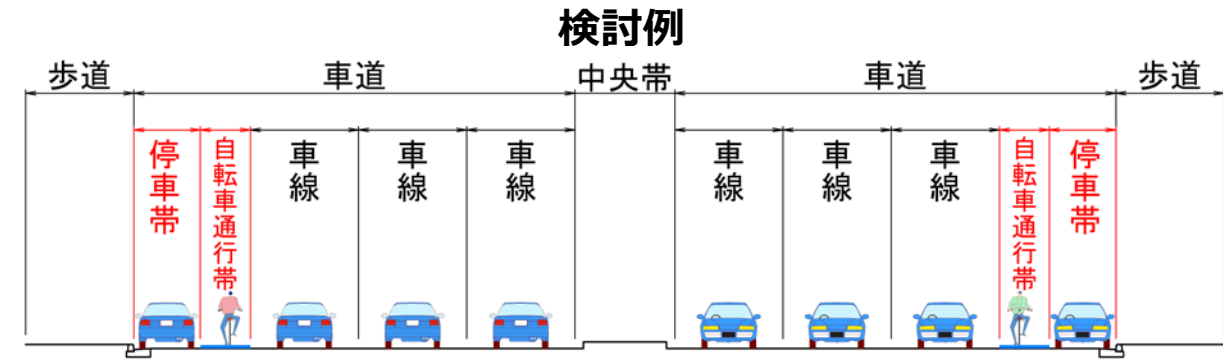
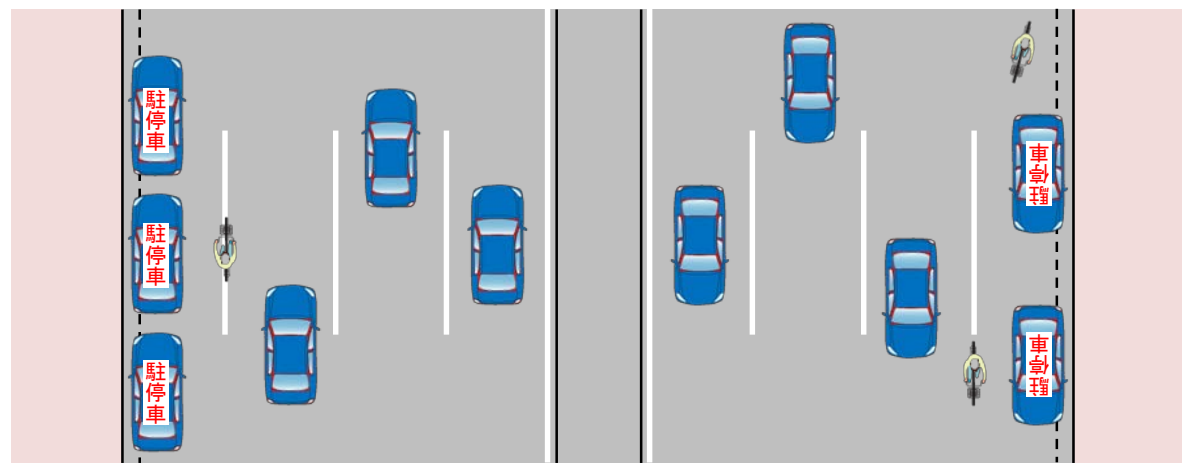
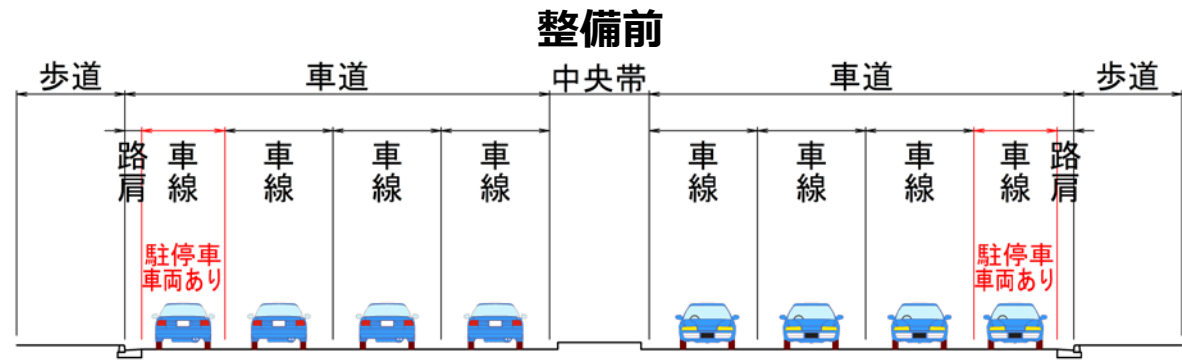


※自動車と自転車が同一車線内で走行可能な空間を確保する。
 ※現状の道路状況等では自転車通行空間の確保が困難な区間においては、道路空間の再配分の可能性の検討及び試行的な実施等により空間確保を推進する。

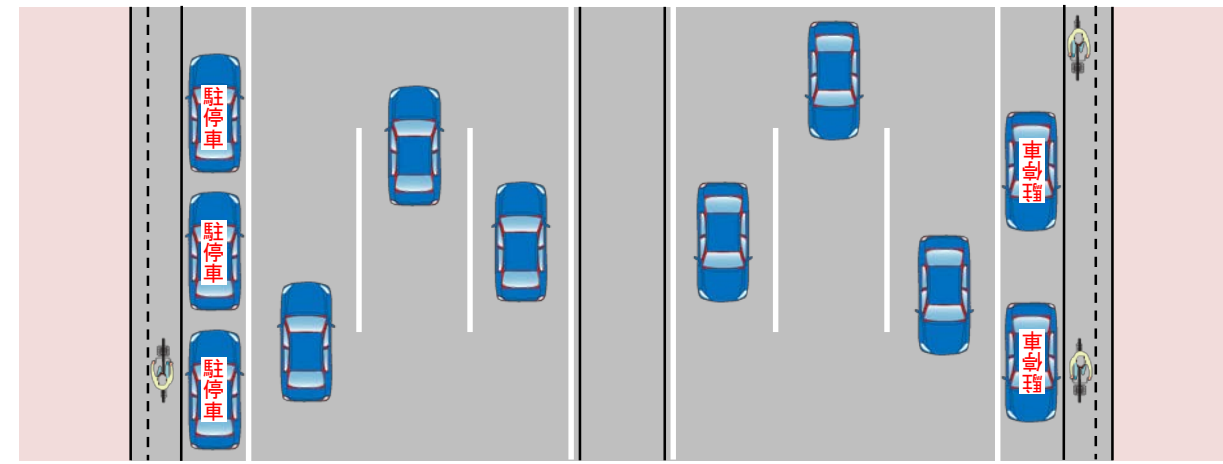
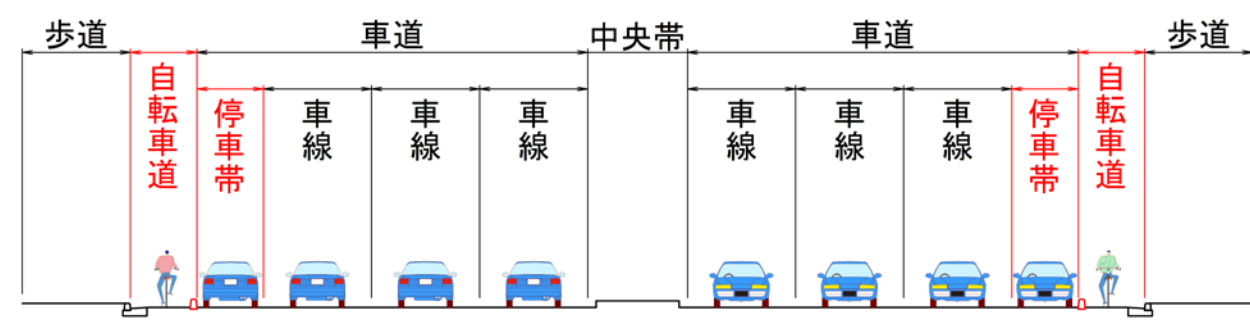
現状の道路状況等では自転車通行空間の確保が困難な場合の検討例①

◆車線の再配分による自転車通行空間と停車帯との併設整備

●駐停車車両により第一車線が走行車線として使われていない箇所において、自転車通行空間整備と駐停車対策の両立を図るため、**第一車線を削減し自転車通行帯および停車帯の併設**を暫定形態の安全性向上策として実施予定。

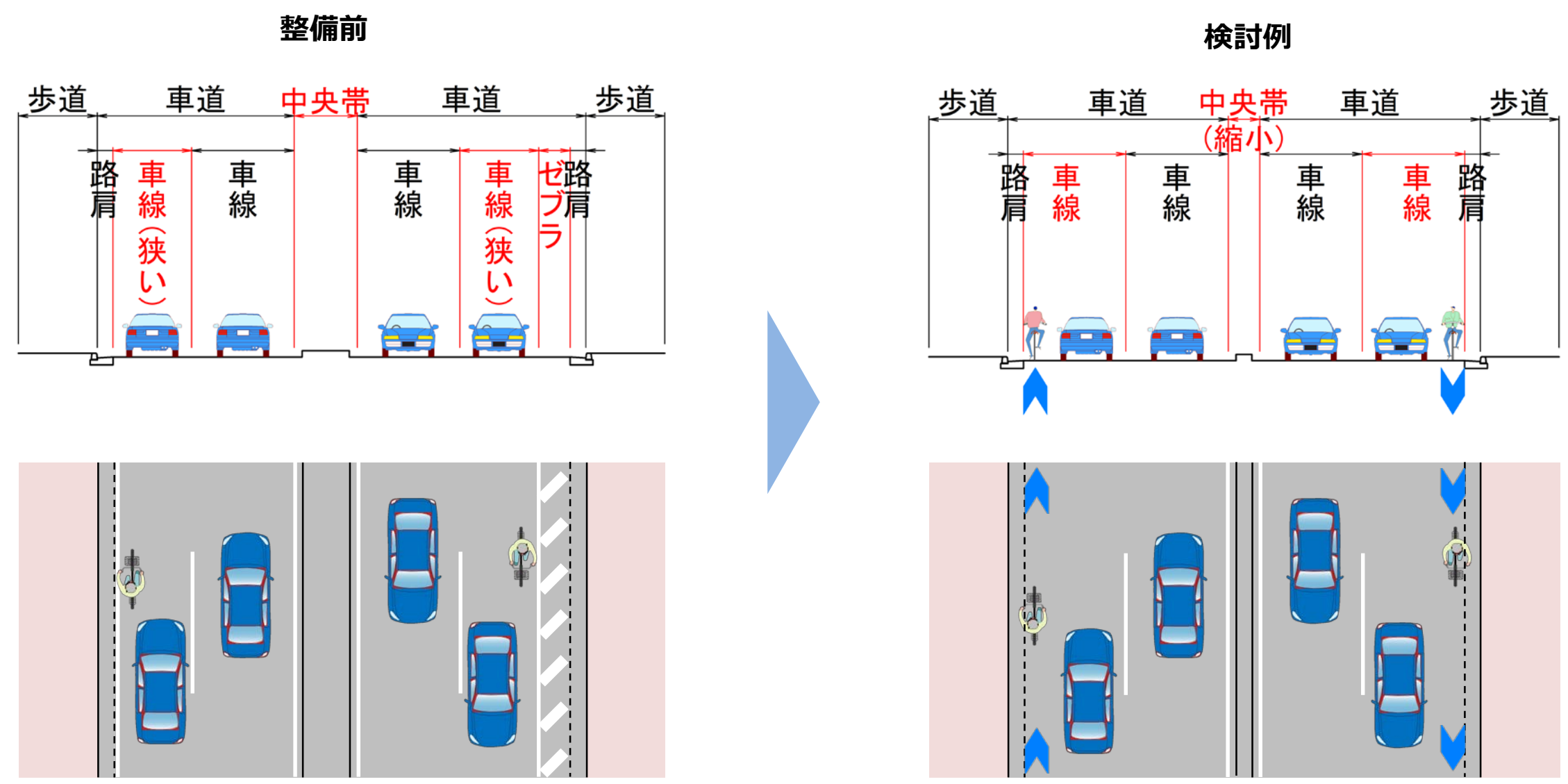


●自転車通行帯での整備後、地元や関係機関との合意形成が可能な区間については完成形態である自転車道整備の可能性も検討。



◇車道空間の再配分による自転車通行空間の確保

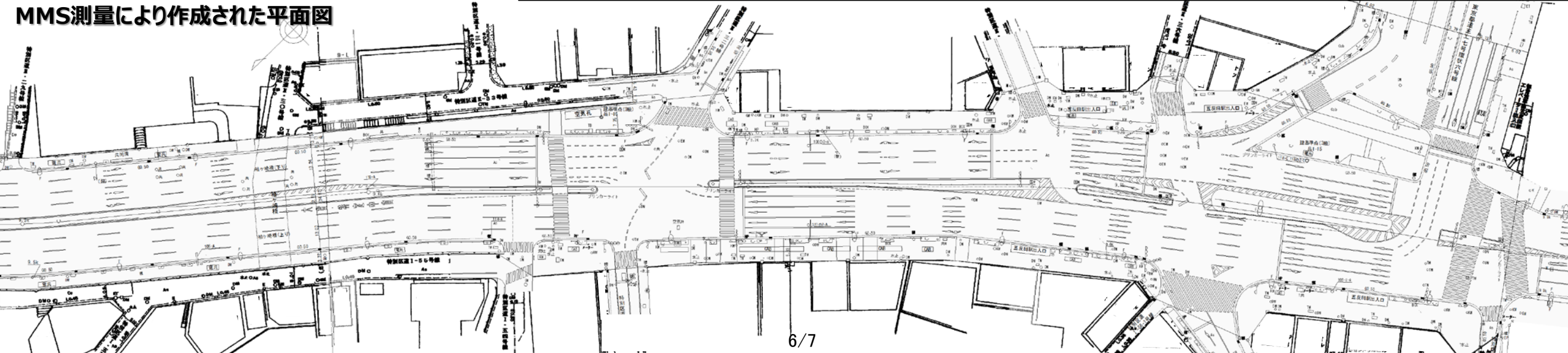
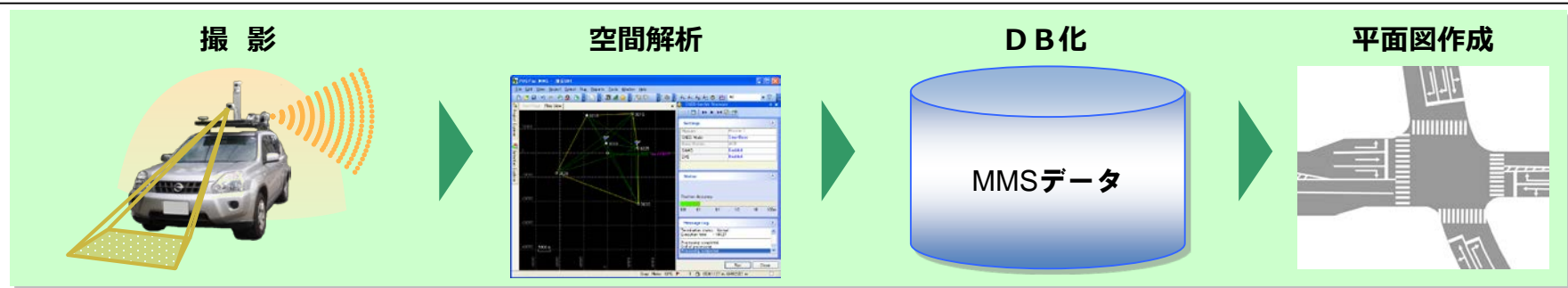
- 交差点における交通事故の安全対策の改良と併せて、中央分離帯やゼブラ等の縮小による再配分を行い自転車通行空間の確保を検討。



※自動車と自転車が同一車線内で走行可能な空間を確保する。
※現状の道路状況等では自転車通行空間の確保が困難な区間においては、道路空間の再配分の可能性の検討及び試行的な実施等により空間確保を推進する。

早期整備に向けた取り組み【ICT技術(MMS測量)の活用】

- これまでは、現地測量、図面等の作成に多くの時間を要していた。
- 作業期間を短縮するために、今後はMMS（モバイルマッピングシステム）測量により、現地作業を最小限に抑え、測量データから図面等を作成し、作業の効率化を図る。
 - MMSは自動車にレーザ計測装置及び全方位カメラなどを搭載した移動計測システム。
 - 道路上を法定速度で走りながら3次元点群データの取得により、道路空間を高精度に計測するとともに、計測データを用いて、公共測量作業規程に基づいた平面図を作成することが可能。
 - なお、現地の写真データや3次元点群データを基礎データとして、今後の道路管理にも活用。



東京23区内における地方公共団体との連携

都道・区道との連携による自転車ネットワークの形成

- 23区内の自転車通行空間ネットワークの形成を図るため、各放射軸に接続する自転車通行空間の整備促進が必要

◇ **都との連携**

- 各放射軸に接続する道路やビジネス拠点周辺等の主要拠点間を結ぶ道路を東京都と連携し自転車ネットワークの形成に向けた検討、協議、調整を進める。

◇ **区との連携**

- 区と連携することにより、自転車ネットワークの形成が可能となる地域については、当該区と連携し、検討、協議、調整を進めるとともに、自転車ネットワーク計画が未策定の区については、計画の策定を促す。

